

平成30年度 保育の必要性の認定請求及び保育所入所申込案内

国頭村役場福祉課 保育係 電話番号 41-2765

1. 平成30年度 認定請求及び入所の申込み受付について

(1) 4月入所分受付：

平成30年1月24日(水)～2月9日(金)まで(土日祝を除く)

※ 受付時間は8:30～12:00、13:00～17:15になります

昼12:00～13:00の間又は17:15以降の受付希望の方は事前にご連絡下さい。

※ 期限を過ぎての申込は4月1日から入所できない場合もありますのでご注意ください

(2) 受付場所：国頭村役場 福祉課

(3) 必要書類：「6. 提出書類について」をご参照ください。

(4) 5月以降の入所受付：福祉課保育係へご相談ください。

2. 保育所について

保育所は、保護者の労働や疾病等の理由により、児童を家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育することを目的とする施設です。

3. 保育所へ入所できる基準

国頭村に住所を有する児童で、両親及び同居の親族が次のいずれかに該当し、保育の必要が認められる場合です。

☐ 就労（出産育児休業明けを理由の申込は、復帰する月の2ヶ月前からとなります。）

☐ 妊娠、出産（母親が出産予定前2ヵ月、出産後約3ヵ月以内のもの。）

☐ 保護者の疾病、障害

☐ 同居又は長期入院している親族の介護・看護

☐ 災害復旧

☐ 求職活動（求職中を理由とした保育の実施期間は90日以内となります。）

☐ 就学

☐ 虐待やDVの恐れがあること

☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること

☐ その他、市町村が認める場合

4. 保育の必要性の認定について

保育所等の給付対象施設をご利用になるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

保育の必要性認定区分

公立幼稚園を利用	1号認定	お子さんが3歳以上で、教育を希望される場合
保育所を利用希望	2号認定	お子さんが3歳以上で、「保育に必要な事由」に該当し、保育所で保育を希望される場合
保育所を利用希望	3号認定	お子さんが3歳未満で、「保育に必要な事由」に該当し、保育所で保育を希望される場合

■ 保育所の利用時間が変わります

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

a. 「保育標準時間」利用：両親の就労時間が月120時間以上（利用時間11時間）

b. 「保育短時間」利用：両親またはいずれかの就労時間が月64時間以上120時間未満（利用時間8時間）

5. 提出書類

入所申込時に必要な書類（福祉課に様式等用意してあります）

- （１）施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書
- （２）児童票
- （３）児童の健康診断書（新規入所申込児童のみ）
- （４）住民票謄本（世帯全員）※住民課発行
- （５）世帯員の状況を証明する書類（該当する書類を提出）

保護者・世帯員の状況	必要な書類
① 自宅外労働	就労証明書（勤務先にて記入） ※福祉課の様式
② 内職・自営業	内職・自営業申立書 ※福祉課の様式
③ 出産予定前後	母子手帳の写し
④ 疾病・負傷等	診断書 等
⑤ 同居親族の介護等	診断書 等
⑥ 就学	在学証明書及びカリキュラム
⑦ 求職中	申請書又はハローワークの求職受付票の写し ※福祉課の様式
⑧ その他	保育の必要性を証明する書類

- （６）平成 29 年 1 月 1 日以降に国頭村に転入してきた方：（新規入所申込児童のみ）
平成 29 年度所得課税証明書（父母それぞれ）

- （７）母子父子世帯：児童扶養手当受給者証の写し又は、母子及び父子家庭医療費受給者証

- （８）その他（個々の必要に応じてお願いすることがあります）

【障害児保育を希望する場合】上記以外に診断書等が必要です。

- ① 医師による診断書
- ② 障がい者・療育手帳の写し等

【世帯員に障がい者のいる世帯】

- ① 障がい者手帳・療育手帳の写し又は特別児童扶養手当受給者証の写し

6. 保育料の算定について

・平成 30 年度の保育料は住民税の課税状況によって算定を行います。未申告や扶養もれがないか、保護者の方で必ず確認を行ってください。（未申告で課税状況が確認できない場合、保育料の最高の額で決定されますのでご注意ください）

- 平成 30 年 4 月～8 月分までの保育料・・・平成 29 年度市町村民税課税額により算定
- 平成 30 年 9 月～平成 31 年 3 月分までの保育料・平成 30 年度住民税課税額により算定

保護者の状況	申告方法	備考
会社で年末調整を行う方	会社が市町村に申告	年末調整内容は保護者で確認
平成 29 年中に退職した方・ 年末調整のない方・2 カ所以上で給与を受けている方	確定申告・村民税申告	住民課でご相談ください
自営業・内職	確定申告・村民税申告	住民課でご相談ください
扶養に入っている方	村民税申告	扶養に入っている場合、申告が必要です。住民課でご相談ください

申告は該当年度の 1 月 1 日に住所を有する市町村で行ってください。年度途中で転入してきた方や、保護者が国頭村外に住所を有する場合は、申告を行った市町村発行の所得課税証明書の提出が必要になります。

- ・保育料は子どもが 2 人以上いる場合、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料になります。

1 人目 全額 2 人目 半額 3 人目以降 無料 となります。

国頭村で利用できる保育所

利用定員数を超えると待機になる可能性があります

保育料の滞納があると保育所に入所できない場合がありますので、ご注意ください。

●辺土名保育所

- ・所在地：国頭村字辺土名 1 7 8 番地
- ・電 話：4 1－2 1 6 8
- ・保育時間

	保育標準時間	保育短時間
月曜日から金曜日	午前7時15分～午後6時15分	午前8時30分～午後4時30分
土曜日	午前7時15分～午後5時15分	午前8時30分～午後4時30分

【延長保育】月曜日から金曜日まで・・・午後6時15分から午後7時15分まで
延長料金 月額 3,000円 日額300円

- ・利用定員数

0歳	1歳	2歳	3歳以上	合計
9名	15名	16名	20名	60名

●奥間保育所

- ・所在地：国頭村字奥間 1 6 9 4 番地
- ・電 話：4 1－5 4 1 4
- ・保育時間

	保育標準時間	保育短時間
月曜日から金曜日	午前7時15分～午後6時15分	午前8時30分～午後4時30分
土曜日	午前7時15分～午後5時15分	午前8時30分～午後4時30分

【延長保育】月曜日から金曜日まで・・・午後6時15分から午後7時15分まで
延長料金 月額 3,000円 日額300円

- ・利用定員数

0歳	1歳	2歳	3歳以上	合計
9名	15名	16名	20名	60名

●楚洲あさひの丘へき地保育所

所在地：国頭村字楚洲 5 1 7 番地

電 話：4 1－8 8 8 8

保育時間：月曜日から金曜日 午前8時～午後5時30分

定員児童数：30名